

電磁的記録の写しの交付に際しての記録媒体の取扱いについて

<p>現状と 問題点</p>	<p>開示請求者が持参した記録媒体へのデータの複写は、県のシステムの安全性の問題から認めない運用をしているが、事務取扱要綱等に明確な規定がないため、出先機関窓口等において、開示請求者がCD-R等を持参して、データの複写を求めるケースがあり、対応の説明に苦慮している。</p>
<p>対応案</p>	<p>(要旨) ・実施機関側で用意した電磁的記録媒体（CD-R等）を使用する旨を、事務取扱要綱に明記する。</p> <p>(改正イメージ) ・事務取扱要綱に次の一文を追加し、取扱いを明確化する。</p> <p><u>電磁的記録媒体については、実施機関のシステムへの安全上、実施機関側で用意したものをを用いて、写しの交付を行うこととする。</u></p>
<p>参 考</p>	<p><国の取扱状況> 総務省の「情報公開事務処理の手引」によれば、「写しを作成する場合の記録媒体については、行政機関のシステムへの安全性を考慮して、開示を受ける者の持参した物ではなく、行政機関側で用意した物を用いて写しの交付を行うこととなる。」と明確に定めている。</p> <p><他の都道府県の取扱状況> 全国都道府県へのアンケートの結果では、京都府を除く全ての都道府県で本県と同様に認めていない。また22の道県で規定を設けている。</p> <p><規定例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンピュータウイルス感染を防止する観点から、請求者が持参する媒体を使用することは認めない。 (北海道、神奈川県、香川県、愛媛県など) ○ 供与物品の作成は、県の職員が県の機器及び県の物品を用いて行う。また未使用の記録媒体を使用する。 (宮城県) ○ 過去に使用されたことのある媒体及び請求者が用意する媒体は使用しない。 (佐賀県) など